

税制上の優遇措置

ピート・マー・イック・ミツチエル公認会計士事務所会長

J・R・ブラン

カナダの所得税には連邦税と州税の二種類がある。通常の連邦税率は三六・パーセント（基本レートは四六・パーセントだが、州と重複する関係で一〇・パーセントの税額控除が認められている）、これにさらに六一・六・パーセント（州によつて異なる）の州税が加算される。

ガナエ政府は新規投資や拡張投資を奨励するため、さまざまな優遇税措置を設けている。主なものを紹介すると――

特別控除——製造・加工業については連邦法人所得税率を通常より六パーセント低い三〇パーセントとする。カナダ人支配の小企業については、州法人税額控除後で一五パーセントの税率となり、この小企業が製造・加工業であれば、さらに一〇パーセントまで減額される。

投資控除——産業用の施設・設備を購入する場合、原価の七〇二〇パーセントを控除できる。控除は購入年度に適用してもよいし、前年度またはその後五年以内の課税年度に振り替え適用することも可能。この適用可能期間は現在、延長が検討されている。また特定地域内の主として製造・加工業に対する新規投資は、資

本コストの五〇パーセントまでの税額控除が認められる。

研究開発控除——資本的支出の二〇%
三〇%ペーセントまで控除可能。これも当
該年度だけでなく、前年度に繰り上げて

あるいはその後の五年

鉱山経営および石油・天然ガスの探査活動など資源分野での事業に対しても、一連の優遇措置があり、資源開発関連資

した諸費用を税務目的の特別勘定に算入できる。この特別勘定には種々のものがあり、それらの残高は一定限度内で納稅者の資源関連事業所得と相殺することが可能。また、研究開発費が過去三年間の平均を上回るとき、その超過分の五〇パーセントに相当する特別研究費控除を所
得から差し引くことができる。

◎ 加速償却

連邦政府の主な投資奨励策

1. 産業奨励

●産業・地域開発計画(Industrial Regional Development Program-IRDP)－これまでの主な投資奨励策を統合して、今年7月に発表された。経済的に最も恵まれない地域を中心に、カナダ全州の製造業者、加工業者、一部観光業者、特定サービス業者に助成金や融資および債務保証を与える。対象は地域産業開発、技術革新、事業設立、設備の近代化・拡張、市場開拓および組織再編。

2. 税務上の優遇措置

- 小企業への軽減税率
 - 製造・加工業への税額控除
 - 投資税額控除
 - 加速減価償却
 - 欠損金の控除(前倒し又は繰越し)
 - 研究費控除
 - 業界別品引当金

3. 研究援助

- 産業研究援助
 - 企業・研究機関プロジェクトへの援助
 - 産業エネルギー研究開発計画
 - 防衛産業生産性向上計画（DIPP）

その他、石油・ガス資源や石炭・鉱物資源の探査・開発に対する援助、輸出奨励のための援助もあり、また各州政府でも投資奨励策を講じている。

百分率を限度とし、二年間償却が認められる。

となる

税法上の減価償却費を算定する場合、

パー セントを限度とし、二年間償却が認められる。また、研究開発費は、資本的支出の性格をもつものであっても、全額即時に償却できる。新鉱山の開発関連施設は、通常定率（三〇パー セント）に代えて、当該鉱山からの毎年の収益相当額まで償却可能である。

ドルから七万ドルを差し引いた九十三ドル——これを三年間で償却できる——になる(生産設備の特別償却)。カナダ

現アライムレート一パーセントを割引に用いて計算すると、この加速償却額課税所得から控除することによる税金少額の現在価値はおよそ三十二万五千ル（通常の償却方法が適用された場合

投資税額控除と総合すると、現在価
ベースでの租税優遇額は、百万ドルの
資産設備に対する十二万五千ドルとなり
相当に有効な優遇措置となつてゐる。
以上のように、カナダでは税務上の
遇措置を上手に利用すると、かなり有利
な事業運営が可能であると信ずる。

投資税額控除と総合すると、現在価
ベースでの租税優遇額は、百万ドルの
資産設備に対する十二万五千ドルとなり
相当に有効な優遇措置となつてゐる。
以上のように、カナダでは税務上の
遇措置を上手に利用すると、かなり有利
な事業運営が可能であると信ずる。